

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 0 号
件 名	新潟市立中央図書館の行政運営と管理運営のさらなる発展と市民サービスの向上を目指すため、新潟市立中央図書館の館長に、図書館司書として経験知の高い実務経験者の登用を強く要望することについて
要 旨	<p>1 社会教育法の精神に基づき、昭和25年（1950年）に図書館法が成立しました。この法律の第2章公立図書館には、職員に関する規定が含まれています。図書館法第13条第1項には、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くとあります。また、同条第3項には、国から第20条の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。（以下五大市・国会図書館などは略）と明記されていました。</p> <p>これを新潟市に当てはめれば、国から補助金を受けている新潟市が設置する公立図書館の館長となる人は、司書となる資格を有する者でなければならないとなります。</p> <p>2 しかし、平成11年（1999年）に地方分権一括法が成立し、図書館法の第13条第3項は削除され、第13条第1項は、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第15条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。」と改正されました。公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならないとする規定は、なくなったのです。</p> <p style="text-align: right;">（次頁につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年9月13日 文教経済常任委員会
受 理	令和6年8月29日 第265号

上位法と言われている地方分権一括法の精神は、地方のことは地方で決めよ。国は細かなことに口出ししないということですから。これを新潟市で見れば、館長の司書資格を必要とするかしないかは、新潟市教育委員会が決めよとなります。したがって、館長の司書資格が削られたから、館長に司書資格が不要だと解釈するのは短絡的であり、地方分権の精神、新潟市の自主運営を損ねることになります。

- 3 旧制新潟市にあった歴史ある沼垂図書館は、図書館法を受け新潟市立沼垂図書館となり、基幹図書館の役割を果たしました。館長は市役所の一般行政職員が登用されましたが、館長は司書資格ありの人は見当たりませんでした。新潟市が館長資格の緩和をしたという情報もなく、図書館の専門知識を持たない一般行政職員が館長業務を行っていたことに、市民は不安を抱いていました。

沼垂図書館には、図書館法が施行された昭和25年（1950年）から平成15年（2003年）の改正図書館法が施行されるまでの間、実務経験の豊富な司書も多くいましたが、館長には登用されませんでした。これは、教育委員会が53年間、図書館法違反を続けてきたこととなります。

- 4 平成19年（2007年）に新潟市が政令指定都市に移行したのに伴い、同年に沼垂図書館は閉館し、新潟市立中央図書館となりました。中央図書館となって17年が過ぎ、沼垂図書館からの司書の実務経験者数も増えました。しかし、教育委員会は、館長の司書資格は不要と考えたのか、相変わらず館長に一般行政職の市長部局からの出向者を登用しています。市長部局の担当者が示した案を、教育長が登用する形で進められているのかもしれませんが、具体的な経緯は不明です。

館長は任期を終えると市長部局に戻る人や、図書館長として退職する人もいました。この頃は図書館司書の課長職も数人いましたが、平成30年（2018年）頃までには順次、定年退職しました。

それにしても、館長の司書資格を必要とする旧図書館法に長年従わず、新図書館法になったら、館長の司書資格は不要とし、これが自主運営だという認識であれば、市民には御都合主義な教育委員会と言われても仕方がないです。

（次頁につづく）

5 政令市となった約10年後、新潟市は平成30年（2018年）に、一般俸給表改正で5級または6級を中央図書館長とし、困難な作業を行う課長、参事とすることとしました。そして中央図書館を事務専決規程第2条の第Ⅱ類機関とし、教育委員会の機関である中央図書館を課等として、第Ⅱ類機関の長は課等の長と定め、中央図書館は課等の長であるとしたのです。

このことにより中央図書館長は、これらの規程の下に新潟市の課長がその任に当たることが明文化されたわけです。見方を変えれば、旧来の司書の課長職が退職するのを待っての規則改正のようにも見えます。

この結果、新潟市の基幹図書館は、昭和25年（1950年）から令和6年（2024年）の現在に至る74年間、専門職以外の一般行政職館長が連続してその任に就いていることとなります。

6 教育委員会は中央図書館長の職務として、組織運営の計画、実行、人事・労務管理、予算関係業務、連絡調整などを挙げ、これらを遂行していくための、判断・決定・マネジメント能力、行財政に関する知識、職員の指導・育成能力などが必要と示しました。中央図書館長には、このような能力があるのではと登用したということなのでしょう。しかし、別の見方をすれば実務経験豊富な図書館司書には、このような資質はないとも受け取れます。

7 現代は専門職がその力量を発揮することが求められています。例えば、土木、福祉、防災などの分野では、一般行政職では対応しきれない部分が多々あります。専門職の計画や指導には説得力があり、市民の信頼と安心感を高めます。コロナ禍対策でも、専門職の発表のときは不安の払拭と信頼感を高めました。学校教育においても、学校人事課長や学校支援課長は、専門職の校長が配置換えによりその職を担っています。これらの例からも、市民は経験知の高い専門職の力に信頼と安心感を求めていることが分かります。中央図書館長も同様です。

（次頁につづく）

8 市役所全体を見渡すと、一般行政職の課長は約100人以上おり、建設や消防などの専門職の課長も多々います。しかし、図書館司書には課長職がなく、課長補佐、副参事止まりとなっています。司書を課長にすると、規則上、中央図書館長に登用しなければならないと考えているのかもしれませんが。それにしても、沼垂図書館を含めた中央図書館長に、代々一般行政職員が70年以上その任に就いてきたことを理解するのは困難です。中央図書館以外にも旧市・町の図書館長に一般行政職員が登用されているところも見られます。職名は課長補佐なのでしょう、これも理解に苦しみます。

9 司書有資格者は図書館法第5条第1項に「1 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの。2 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの（以下略）」とあります。司書資格に関する科目として文部科学省は、図書館概論、図書館経営論、情報サービス論、図書館サービス論、コミュニケーション論など、14科目20単位（2024年度から13科目24単位）を示しています。大学の場合、司書資格を得るには専攻科目以外に司書講座を履修しなければならない、大学を卒業した人だけに与えられます。

10 図書館法第4条第2項に、図書館司書は専門的事務に従事することが示されています。専門的な事務は図書館の運営です。専門的な仕事を30年、40年と続けた司書は、図書館運営に関する重要な決定を迅速、適切に行う能力、職員や利用者との円滑なコミュニケーション能力、地域のニーズ理解、それに応じたサービスを提供するための知識、図書館の運営や管理に関する専門的な知識と技術、図書館運営に関連する法律や財政管理の知識、職員を指導し、チームをまとめるリーダーシップが身についています。これがまさに中央図書館長に必要な資質でしょう。これらは専門職として長年培われた経験知に基づくものであり、一般行政職の館長が短期間に身につけられる能力ではないことに間違いありません。教育委員会が言う予算関係業務は、一般行政職が課長補佐として業務を進めれば済むことです。

(次頁につづく)

11 以上のことから、中央図書館の運営は専門家集団が指揮を執る必要があります。そのためには、中央図書館の館長に図書館司書実務経験者を充てるべきと考えます。このことにより、在職する多くの図書館司書の業務に対する意欲の向上や、優秀な次なる司書を採用することにもつながり、ひいては新潟市政の一層の発展と市民の図書館行政に対する信頼性も高まるものと考えますので、次のとおり陳情いたします。

記

1 新潟市立中央図書館長には図書館司書実務経験者を、計画・連続的に登用すること。